

平成25年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成25年6月12日(水)

東洋町議会

余 白

平成25年第2回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場議会議場
開 会 平成25年6月12日(水) 9時00分宣告
出 席 議 員 (9名)

議長	小野 正路 君	副議長	今宮 裕明 君
1番	西岡 尚宏 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	欠 員
5番	小林 幸三 君	6番	松本 太一 君
7番	田島毅三夫 君	8番	佐竹 新一 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名。

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	大坂 哲也 君
会 計 管 理 者	川田真由美 君
教 育 長	奈良崎幸一 君
総 務 課 長	光本 速雄 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長	伊吹真貴博 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	長崎 正仁 君
税務課長補佐	福原 良幸 君
産業建設課長補佐	小池 昭平 君
代表監査委員	福島 登 君

本会議に職務のため、出席した者の職氏名。

議会事務局長	生松 克祐 君
事務局書記	築地 仲音 君

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島毅三夫 君 8番 佐竹 新一 君

平成25年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成25年6月12日(水) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第31号 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第32号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第5] 議案第33号 専決処分事項「平成24年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて
- [日程第6] 議案第34号 専決処分事項「平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第7] 議案第35号 専決処分事項「平成24年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第8] 議案第36号 東洋町職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについて
- [日程第9] 議案第37号 東洋町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を定めることについて

- [日程第10] 議案第38号 平成25年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第39号 平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第40号 財産の取得について
- [日程第13] 議案第41号 財産の取得について
- [日程第14] 議案第42号 東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについて
- [日程第15] 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- [日程第16] 報 告 平成24年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第17] 委員会報告 総務教育民生常任委員会
産業建設常任委員会

余 白

平成25年第2回東洋町議会定例会（1日目）平成25年6月12日 水曜日
議事のでんまつ

議長

（小野 正路議長）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより平成25年第2回東洋町議会定例会を開会致します。

（開会時間：9時00分）

まず、東洋町議会から住民の皆様にお知らせ致します。このたび、この本議会から、IP告知の4チャンネルで議会放送が視聴できるようになりました。わがまちの課題や町民の意見がどのように議論され、反映されていくかを、ぜひこの機会にお聴きいただければと存じております。これからも我々、議員一同は、議会活動に邁進していく所存でございますのでよろしくお願いを致します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布したとおり会議録署名議員の指名、会期の決定の件他、議案として、専決処分事項を含む条例4件及び補正予算5件、財産2件、指定管理者の指定1件、人事1件、報告2件の計17件であります。日程に入るに先立ちまして諸般の報告を行います。地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成25年2月から5月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、3月29日及び5月7日、全員協議会を開催し、議員定数及び議員報酬の削減について協議を致しました。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に町長から行政報告についての発言の申出がありましたのでこれを許します。松延町長。

町長

（松延 宏幸町長）

おはようございます。台風3号の上陸がですね、懸念されておりましたけれども、進路の変更があったようで少し安心をしております。本日、平成25年第2回定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の折り、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。本定例会での提出議案でございますが、専決事項の承認案件5件を含めまして報告事項1件まで、合わせて14件となっております。適正なご審議とご決定をお願いを申し上げます。

3月定例会後、4月1日付で人事異動を実施しております。初めての部署として、また今定例会が初議会出席となる幹部職員もいるわけですが、新執行体制として、不慣れ、不適切な点もあろうかと存じます。議会議員各位のご理解とご協力、適正なるご指導についてよろしくお願いを申し上げます。また、私自身も4月23日に任期の折り返し点を迎えたところでございます。最後の方で2年間の感想をご報告をさせていただきますけれども、提案理由の説明に入る前に、若干の行政報告をさせていただきます。

まず、海の駅の入札の件でございます。5月31日に第4回目となる海の駅の入札を実施致しましたが、これも不調という結果となっております。国の補正予算への発注時期とも重なり、企業間には人的な問題や時期的な問題もあろうかと思っておりますが、指名競争入札の限界も感じているところでございます。大変なご心配をお掛けしておりますけれども、様々な情勢を勘案し、今般の件につきましては、一般競争入札を導入することと致しました。6月6日に公募の公告を致しております。再建については慎重に、かつ適正な執行に努めて参りたいと考えておりますので、もう少し時間を要することのご理解を願いたいと思っております。様々な影響を察しますと、日々、1社でも応募があることだけを願っております。

次に、平成24年度決算見込みについてご報告申し上げます。5月31日に、平成24年度の出納閉鎖を無事に終えましたが、主な会計の決算見込みについて簡単にご報告を申し上げます。一般会計と住宅新築資金会計とを合わせました普通会計でございますが、歳入歳出決算は、翌年度へ繰越すべき財源4,500万円を除いて、実質収支額は2,600万円余の黒字となっております。また、24年度末基金残高でございますが、年度中には資金繰りの関係もございまして、施設等整備基金1億円の取り崩しを実行しております。経費の節減、不用額の確保に努めまして財政調整の上、専決予算により1億3,900万余を積み戻し、前年度末からは3,948万6,000円増の8億1,200万円の残高としております。25年度一般会計当初予算では、財源不足として2億3,000万円の基金繰り入れを計上しております。人件費分も含め普通交付税が削減される中、算定額の確定が7月ということでございますので、今回の補正予算につきましても、4,000万円の基金繰り入れを計上せざるを得ない財政状況でございます。他町村と基金残高を比較致しましても10億円以下の団体は、34市町村中、2町村のみで

ございまして、厳しい財政運営に傾注しなければならない情勢に、変化はないわけでございます。引き続き、経常経費の抑制に一層、努めなければなりません。また特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算となる見込みでございますが、国民健康保険特別会計では医療費補填のために、毎年度、一般会計から5,000万円から6,000万円前後の法定外繰り出しを実施することにより、黒字決算を維持して参りましたが、本年度は4,000万円ほど減少した赤字補填額となっております。

続きまして、一般会計補正予算第1号についてでございます。今回の補正予算につきましては、補正総額の85.4パーセントが投資的経費となっております。災害復旧費を除き、普通建設事業費に占める割合としては、91.4パーセントが南海地震、防災対策経費でございます。今回、用地費を計上させていただいておりますが、1年越しの交渉となりましたが、防災対策上、最も適切な位置にある土地と考えて参りました。今般、地権者の方々の町行政へのご協力とご理解によりまして、買収の了承、合意をいただいたところでございます。本補正では用地費を含め、ヘリポートの建設と防災資機材等備蓄施設の整備費として、1億4,000万円の事業費を計上しております。また、本用地につきましては、最悪の事態も想定しつつ、将来的には避難場所としても利活用できるように多目的な防災公園施設として、財源や予算の許せる範囲内で、順次、整備を図って参りたいと考えております。

続きまして、国からの人件費削減要請についてでございます。地方の給与決定権の在り方に強い疑問も、議論も残っておるところでございます。今回の国からの引き下げ要請は、地方の給与が高いとの理由や財政状況の改善のためというのではなく、防災、減災対策を進めることや地方の活性化を図るということが、主要な目的であると解釈を致しております。本町もこれまでに人件費削減策、定数の抑制努力をして参ったわけでございますが、過去の抑制措置を考慮しつつ、今般の要請への対処と致しましては、国、県よりは減額率を低く抑えた、町独自の削減案として実施するというところでございまして、そのご理解を願いたいと考えております。本年度の普通交付税は、人件費相当分として、市町村分2,749億円が既に減額決定をされております。その影響額は、個々の自治体の状況や規模により差異が生じるため、詳細な影響額の判断は、現時点では困難ではございますが、特別職も含め国、県の方針に準拠し、削減要請期間である7月から翌年3月までの9カ月間に限定した、特例

措置として実施するものでございます。今般の町の条例案につきましては、様々な議論もあろうかと思えますけれども、給料月額の変額幅について、全職員を対象とさせていただきます、近隣市町村の取組み状況を参考としながら、町の職員組合と合意の上、在職期間と職責に応じた給料月額のみを6パーセントから0.5パーセントの範囲で減額をさせていただきますことと致しました。基本的な考え方と致しましては、国の復興予算確保への理解と協力を国だけでなく、地方公務員においてもその範を、模範として示していくべきとの要請でございます、全職員が公務員としての立場、また幹部職員としての職責、その自覚を持っていただき、個々人の解釈においても、深い理解と協力をお願いするところでございます。今回の特例措置により、4月1日付での正職員における人件費削減の影響総額でございますが、630万円程度と見込んでおります。この削減額につきましては、一旦、基金に積み立てをし、今後、用途を本町の防災減災対策経費に限定をして、充当していきたいと考えております。

次に、高規格道路への取組みについてでございます。国におきましては、平成25年度、本予算が5月15日に成立をしております。この予算には、阿南安芸自動車道のうち、本町関係では、県代行事業として北川道路の北川村柏木インターから和田間4キロが事業化され、また国直轄事業として四郎ヶ野峠を含む、北川村安倉から野根間13キロの東洋・北川道路、更に野根から牟岐間を結ぶ、海部道路23キロの概略ルートと構造調査が予算化をされております。近隣市町村長や近隣町村議会、また両県との連携、連帯による緊密、かつ多様な要望活動の展開あつての成果であると認識をするところでございまして、四国東南部地域もやっと光が見えてきたと実感もするところでございます。このような情勢を踏まえ、8月1日には東京都内で8の字ネットワーク整備・促進大会が4県知事を含め、関係機関合同で早期実現に向けての決起大会として予定をされているところでございます。今後も26年度以降の事業着手に向けて、防災減災対策としても、高規格道路の早期の整備は必要不可欠であり、命の道確保の観点からも継続して要望活動を強化して参りたいと考えております。

最後に、2カ年経過の総括について、感想と申しますか、ご報告を申し上げます。就任後ですね、4月23日で2カ年が経過しております。折り返し点を迎えた、本日の6月定例会でございます。議会議員の皆様とは、任期4年間のうちの3年目のお付き合いを迎えるということでご

ざいます。私は、平成23年6月が初議会でしたので、その初議会での行政報告を添付させていただきました。議会議員の皆様各位におかれましても、お互いが過去と現在における現状とを対比しながら、また様々な事案があり過ぎた2年間、またその過去4年間の想起、思い起こしていただきまして、実現事項、転換事項、あるいは継続事項、また反省すべき点、ご批判も含めまして、ご指摘していただければ幸いと思うところでございます。様々なご意見もあろうかと存じますが、現在、個々の案件事項や課題について、一つ一つに経過や結論に触れる、あるいは振り返る余裕もないわけでございますが、議会議員の皆様方には、組織として、または個々人の立場からのご協力とご理解に支えられてきたこと、特に人事案件等を含め、全体的には円滑な議会との関係の修復が図られてきたのではないかなど、改めて感謝を申し上げます。更には町内外に対しましても、町民の皆様のご支援、ご理解あつての対外行政機関やその組織、また各種団体とも新たな関係の再構築期間であつたと痛感をしているところでございます。また職員の方々には、職員構成が過渡期の状況を迎える中、新陳代謝について緩やかに対応をしていく必要からも、初めての部署、初めての地位に人事配置を実施して参りました。特別職として、また管理職として、ご協力、ご指導をいただき、更にはそれぞれの職員、またOBの方々からも暖かい気配りを受けながら、何とか行政運営につきましては少しずつではあつても、一定の進展を見せているのではないかと認識をすることでございます。そして、任期4年を上期、下期と区分するならば、今後の下期2年間について、新たな気持ちで、若手職員の育成を念頭に置きながら、多様な課題と継続案件に取り組んで参らなければならないと考えております。皆様方の一層のご理解とご指導を賜りますことを切にお願い申し上げまして、本定例会でのご報告とさせていただきます。

議長

(小野 正路議長)

町長の行政報告が終わりました。日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により7番、田島毅三夫君、並びに8番、佐竹新一君を指名致します。

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。議会運営委員会で

検討されておりますので、委員長の報告を求めます。松本議会運営委員長。

議会運営委員長

(松本 太一議会運営委員長)

それでは報告を行います。平成25年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。6月6日に議会運営委員会を開催致しまして、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました。その結果、本定例会の会期は、本日から6月14日までの3日間と致します。運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、13日は委員会審査、議案審査のため休会と致しまして、14日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行います。一般質問の通告期限は12日、本日、水曜日午後5時まで、議案質疑の通告期限は16日木曜日の正午までと致します。

議長

(小野 正路議長)

委員長もとい。13日。

議会運営委員長

(松本 太一議会運営委員長)

ちょっと休憩を取ってくれますか。

議長

(小野 正路議長)

休憩します。

(休憩時間：9時21分)

はい、再開します。

(再開時間：9時21分)

議会運営委員長

(松本 太一議会運営委員長)

はい、失礼致しました。もう一度、繰り返します。一般質問の通告期限は12日、水曜日午後5時まで、議案質疑の通告期限は13日木曜日の正午までと致します。人事案件については質疑、討論を省略し、ただちに審議、採決致します。意見書等については、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める陳情書、核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書採決の陳情書、この2件は総務教育民生常任委員会に、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書は産業建設

常任委員会にそれぞれ付託致します。以上のように決定しました。これで報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたのでここでお諮り致します。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月14日までの3日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月14日までの3日間と決定致しました。

日程第3、議案第31号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第14、議案第42号、東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについての12件を、この際、一括議題と致したいと思いますが、これにご異議はありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。議案第31号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてでございます。標記の件について緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成25年6月12日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴いまして、東洋町税条例の一部改正を4月1日に専決処分をさせていただいております。なお、内容につきましては税務課長に説明をさせます。

3ページでございます。議案第32号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてでございます。標記の件について緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。同じく平成25年6月12

日提出でございます。提案理由でございますが、今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されたことに伴いまして、東洋町国民健康保険税条例の一部改正を平成25年4月1日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、内容につきましては税務課長に説明をさせます。

議案第33号でございます。専決処分事項、平成24年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについて、標記の件について緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成25年6月12日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ925万9,000円を追加して、歳入歳出の総額を、それぞれ29億8,953万3,000円と定め、平成25年3月29日に専決処分をさせていただいております。歳入では、3月定例会後に交付決定のあった地方譲与税、地方交付税及び各交付金を追加し、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債などを減額をしております。歳出では、総務費の施設等整備基金積立金を追加し、国民健康保険事業及び観光施設事業特別会計への繰出金、老朽住宅除却事業補助金などを減額をしております。なお、内容につきましては総務課長に説明させます。

7ページでございます。議案第34号、専決処分事項、平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、標記の件について緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成25年6月12日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2,280万円を減額して、歳入歳出の総額を、それぞれ6億4,174万7,000円と定め、平成25年3月29日に専決処分をさせていただいております。歳入では、県支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金を追加し、繰入金を減額をしております。歳出では、保険給付費、予備費を減額をしております。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。

9ページをお願い致します。議案第35号、専決処分事項、平成24年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、標記の件について緊急を要したので、地方自治法第179

条第1項の規定により別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。平成25年6月12日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ825万8,000円を減額して、歳入歳出の総額を、それぞれ1,570万7,000円と定め、平成25年3月29日に専決処分をさせていただいております。歳入では、繰入金を減額をしております。歳出では、自然休養村修繕料、施設管理賃金、予備費を減額をしております。なお、内容につきましては産業建設課長に説明をさせます。

11ページでございます。議案第36号、東洋町職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについてでございます。東洋町職員の給与の臨時特例に関する条例を別案のとおり定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求め。平成25年6月12日提出でございます。提案理由でございます。先般、臨時特例法の規定により、国家公務員の給与減額支給措置がなされました。国の給与減額支給基準に準じまして、本町でもこの措置に基づきまして、職員の給与の支給額を減額をするため、東洋町職員の給与の臨時特例に関する条例を定めるものでございます。給料の月額を減額となっております。また町長、副町長、教育長の給与につきましても、給与月額を減額をするものであります。なお、内容につきましては総務課長に説明させます。

続きまして、12ページでございます。議案第37号、東洋町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を定めることについてでございます。東洋町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求め。平成25年6月12日提出でございます。提案理由でございますが、この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正をされまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置の基準について、条例で定めるものでございます。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。

13ページでございます。議案第38号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町一般会計補正予算第1

号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成25年6月12日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2億2,718万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ24億3,097万円とするものでございます。歳入では、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債などを計上をしております。歳出の主なものとしましては、野根漁港避難路設置工事、防災拠点施設整備及び備蓄施設整備工事費、公有財産購入費、消防車両購入費、災害復旧費などを計上をしております。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

14ページでございます。議案第39号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成25年6月12日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2,389万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,717万4,000円とするものでございます。歳入では、海の駅施設事業収入、繰入金、繰越金を、歳出では、観光振興協会補助金、海の駅事業費を計上を致しております。なお、内容につきましては産業建設課長に説明をさせます。

15ページでございます。議案第40号、財産の取得についてでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得について、議会の議決を求める。平成25年6月12日提出でございます。取得する土地でございますが、所在地は、安芸郡東洋町大字河内字大野部1436番1の一部としております。地目、山林。面積、160,564平米でございます。予定価格と致しましては3,630万7,000円としております。相手方でございますが、安芸郡東洋町大字河内1024番地、所有者、手島淳氏でございます。提案理由でございますが、この土地につきましては、南海トラフ巨大地震による津波に備えまして、本年度に防災拠点施設整備事業によるヘリポートの設置や、防災資機材等備蓄施設等を建設するために、用地を取得するものでございます。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

16ページでございます。議案第41号、同じく財産の取得についてでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財

産の取得について、議会の議決を求める。平成25年6月12日提出でございます。取得する土地でございます。所在地、安芸郡東洋町大字河内字大野部1436番14でございます。地目は雑種地となっております。面積は48,961平米。予定価格と致しましては2,068万9,000円でございます。相手方でございますが、住所は、安芸郡東洋町大字河内1117番地、所有者は、東海興業有限会社となっております。提案理由でございますが、この土地につきましても、南海トラフ巨大地震による津波に備えて、本年度に防災拠点施設整備事業によるヘリポートの設置や、防災資機材等備蓄施設等を建設するために用地を取得するものでございます。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

17ページでございます。議案第42号、東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについて、東洋町公の施設に係る指定管理者を別案のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月12日提出でございます。提案理由でございます。これは、東洋町地域福祉センターの施設の管理及び運営については、東洋町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条及び第5条の規定に基づきまして、社会福祉法人東洋町社会福祉協議会を指定管理者として、管理をしていただいて参りましたが、5年の期限がまいております。今回、継続して指定管理者として管理させようとするものでございます。なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長に説明をさせます。以上でございます。よろしくお願いを致します。

議長

(小野 正路議長)
安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

おはようございます。それでは、私の方から議案第31号と議案第32号を説明をさせていただきます。議案第31号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例についてご説明を致します。この条例は議案書の2ページでございます。専決処分書のとおり、本年4月の1日に専決処分をさせていただきます。今回の条例改正につきましては、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から行われます、国の延滞税の見直しに合わせまして、地方税に係る延滞金、

還付加算金の率を引き下げる改正をしております。また、地方税法等の改正により、本町の税条例で引用しております条、項の番号の繰り下げ、繰り上げなどの所要の改正をしております。今回の延滞金の改正は、平成11年度改正以来、14年ぶりの改正となります。平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用されます。現行の延滞金は納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、7.3パーセント、それ以降は14.6パーセントの割合で延滞金が加算をされます。ただし、平成12年度から特例措置としまして、当分の間は納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間の率が軽減をされております。平成25年中は4.3パーセントとなります。今回の条例改正で、当分の間、特例措置としまして、延滞金14.6パーセントが9.3パーセント、納期限後1カ月以内の率が4.3パーセントから3パーセント還付換算金が4.3パーセントから2パーセントに引き下げられます。町税等の延滞金につきましては、本町でも平成24年度から納期限までに納めた人との公平性を保つため、延滞金を含めた滞納税額を徴収、または強制徴収をしております。今回の延滞金の率の引き下げにより、滞納者の延滞金の負担は軽減されることとなります。本日の専決処分条例の改正条文は、条例関係資料の1ページから8ページまでに掲載されております。改正内容につきましては、資料の新旧対照表に基づきまして、簡単にご説明を致します。まず、第34条の7では、所得割の納税義務者の寄付金税額控除の対象となる寄付金の特例につきまして、地方税法附則第5条の6第2項の規定による寄付金特例の読み替え適用についても含む、ということを追加をしております。新旧対照表の1ページの中段から4ページの中段にかけて、第54条の固定資産税の納付義務者等、3ページの第131条、特別土地保有税の納税義務者等について、独立行政法人森林総合研究所が直接、農用地の改良などによる資産の非課税措置が廃止されたことによりまして、削除する改正をしております。次に4ページの下段から7ページの上段にかけて、先ほどご説明をさせていただきました、延滞金の見直しにより、附則で延滞金の割合の特例措置や納期限の延長に係る延滞金の特例措置などの改正をしております。次に新旧対照表の7ページ下段から15ページにかけて、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の改正によりまして、本町の税条例附則の条文の繰り下げ、繰り上げなどによる改正や、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長や、住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例などの改正

をしております。税条例につきましては以上でございます。

次に、議案第32号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を致します。この条例につきましても、専決処分書4ページのとおり、平成25年4月の1日に専決処分をさせていただいております。現在、国保から後期高齢者医療へ移行した方がいる世帯に対しまして、国保税の軽減措置が設けられております。この軽減措置は特定世帯に対して、国保の被保険者に係る世帯別平等割額、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する軽減措置がされております。今回の改正によりまして、更にその後3年間、世帯別平等割を4分の1軽減する措置が、新しく講じられることとなります。この特定世帯とは、世帯の中で国保加入者が75歳になるなどして、後期高齢者医療に移行され、残った国保の被保険者が1人になった世帯、これを特定世帯といいます。今回の改正で、特定世帯に該当して5年間経過後、更に3年間、世帯別平等割が4分の1減額となる措置が講じられることとなります。この4分の1減額となる世帯を、今回の条例改正で特定継続世帯というふうになります。それでは、新旧対照表に基づきましてご説明を致します。新旧対照表の17ページから18ページでございます。まず、5条の2では、国保の被保険者に係る世帯別平等割額を定めております。第1号では特定世帯、特定継続世帯以外の被保険者に係る世帯別平等割額を1万6,000円と定めております。今回の改正で第3号としまして、4分の1減額する金額で4,000円でございます。4分の1減額する世帯特定継続世帯1万2,000円を新たに追加改正をしております。次に、7条の3では、国保の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を定めております。第1号では特定世帯、特定継続世帯以外の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を6,000円と定めております。今回の改正で第3号としまして、4分の1、1,500円を減額する世帯、特定継続世帯4,500円を新たに追加をしております。専決処分事項の国保税条例の一部改正につきましては以上でございます。よろしくお願いを致します。

議長

(小野 正路議長)
光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

議案第33号、専決処分事項、平成24年度東洋町一般会計補正予算専決第2号について説明をします。今回の補正予算専決では、歳入歳出それぞれ925万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ29億8,953万3,000円とするものであります。8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本住民課長。議案第34号。休憩を致します。

(休憩時間：10時03分)

はい、休憩前に引き続き会議を開きます。光本住民課長。議案第34号。

(再開時間：10時04分)

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、議案第34号、平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算の専決第1号について説明をさせていただきます。これはですね、平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決第1号をですね、歳入歳出それぞれ2,280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億4,174万7,000円とするものです。それでは8ページ、9ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上です。

議長

(小野 正路議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方から議案第35号、平成24年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算専決第1号についてご説明を致します。今回の補正予算は、歳出の不用額に伴い、一般会計からの繰り入れを減額したものです。歳入歳出それぞれ825万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,570万7,000円とするものです。6ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上です。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

私の方から議案第36号、東洋町職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることにつきまして、別紙の条例関係資料というのがあります。それをご覧下さい。11ページをお願いします。国におきましては、防災減災事業や地域経済の活性化といった課題を、迅速かつ的確に対応するため、国家公務員の給与の減額措置を実施をして、それを復興財源としております。本町と致しましても、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて今回、条例を定めるものであります。第1条では、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における、職員の給与の支給額を減額するため、一般職の職員の給与に関する条例及び町長等の給与及び旅費支給条例及び教育長の給与及び旅費支給条例等の特例を定めるものであります。第2条では、一般職の減額について定めております。12ページをお願いします。一般職の給与月額を給料表のとおり、1級の職務では100分の0.5を減額し、2級では100分の1を、3級では100分の3を、4級では100分の4、5から6級では100分の5を乗じた額を減額するものであります。第3条では、町長及び副町長の給与月額から100分の6を乗じた額を減額するものであります。第4条では、教育長の給与月額から100分の6を乗じた額を減額するものであります。13ページをお願いします。第5条の端数処理につきましては、該当額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。附則、この条例は平成25年7月1日から施行する。以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、議案第37号、東洋町における高齢者、障害者等の移動等

の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の案について説明を致します。まず、趣旨についてですが、この分はちょっと朗読をさせていただきます。

(条例関係資料の朗読により説明)

よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

光本総務課長。議案第38号。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

議案第38号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第1号について説明をします。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億2,718万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ24億3,097万円とするものです。8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上です。

議長

(小野 正路議長)

伊吹産業建設課長。議案第39号。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、議案第39号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号についてご説明致します。今回の補正予算の主なものは、海の駅事業の補正です。歳入歳出それぞれ2,389万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ4,717万4,000円とするものです。6ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上です。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

光本総務課長。議案第40、41号を続けていって下さい。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

議案第40号及び議案第41号、財産の取得につきまして、関連がありますので一緒に説明をします。別紙資料をヘリポート位置図がありま

すが、こちらをご参照をお願いします。今回、取得を予定する用地につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、予定価格700万円以上の不動産、土地につきましては1件、5,000平米以上ということでもありますので、今回、議会の議決を求めるものであります。町長からも説明がありましたとおり、南海トラフ巨大地震による津波に備えまして、本年度に防災拠点施設整備事業でヘリポートの設置。事業費は5,500万円、面積は1,600平米、防災資機材等備蓄施設事業3,800万円、鉄骨造り一部2階建てでございます。面積は200平米を建設するための用地を取得するものであります。海拔につきましては、約50メートルとなっております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

蛭子包括支援センター事務局長。議案第42号。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方から議案第42号、東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについてご説明致します。現在、社会福祉協議会にしている指定管理は、今年6月で丸5年となります。社会福祉協議会から5月31日付けで指定管理の申請書が提出されておりますことと、平成25年度予算でもご承認いただいていることから、引き続き、社会福祉協議会にお願いしたいと考えております。それでは、指定管理者に管理させようとする公の施設の概要についてご説明致します。

(議案書に基づき説明)

以上でございます。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

以上で一括議題とした提出案件の説明が全部終わりました。ここで休憩を取ります。再開は11時。20分休憩です。

(休憩時間：10時40分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：11時00分)

日程第15、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

とについての件を議題と致します。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求める。平成25年6月12日提出でございます。住所は、東洋町大字甲浦74番地7。氏名は竹林愛氏でございます。生年月日は昭和26年11月30日生れでございます。提案理由でございますが、竹林愛委員が平成25年9月30日に任期満了となりますので、引き続き、竹林委員を人権擁護委員に推薦したいと存じます。経歴等につきましては20ページをご参照を下さい。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。) ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決致します。この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は8名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、今宮裕明君並びに1番、西岡尚宏君を指名致します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 投票漏れなしと認めます。投票を終了致します。開票を行います。9番、今宮裕明君並びに1番、西岡尚宏君、立会いをお願いを致します。

投票の結果を報告致します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票であります。以上のおりであります。よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につ

き意見を求めることについての件は、適任であると決定致しました。議場の閉鎖を解きます。

日程第16、報告、平成24年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

報告事項でございます。平成24年度東洋町一般会計繰越明許費計算書の報告でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度東洋町一般会計繰越明許費計算書についてご報告を致します。翌年度への繰越額につきましては、4億8,176万2,000円となっております。なお、内容につきましては別紙、東洋町一般会計繰越明許費計算書のとおりでございますので、のちほどご参照して下さいますようお願い致します。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

町長の報告が終わりました。

日程第17、委員会報告を行います。まず、総務教育民生常任委員会の報告を求めます。小林委員長。

総務教育民生常任委員長

(小林 幸三総務教育民生常任委員長)

総務教育民生常任委員会より、視察研修に関する活動の報告をさせていただきます。東洋町内で現在、建設や整備が進められている避難場所及び避難経路につきましては、3月26日に現地視察を実施しました。まず、視察に先立ちまして、町から南海トラフ地震の発生に伴います、津波の到達時間や想定される津波高についての説明を受けました。また現在、整備中であります19カ所の避難場所と避難通路つきましても、説明を受け、更に防災計画についての意見交換を行い、その後、町内の避難場所及び避難経路について、そのうち数箇所について現地視察を行いました。現地視察ののち、委員からの意見として、避難場所は、津波高に対応した再整備が進められていること。また、町民の意見要望を吸収しての避難場所の設置が進められていること。避難経路では、全体的に安全対策としての手すり、道幅も確保されているなどの評価すべき意見もありましたが、一方では、避難路に障害物が見られたことや、また

避難場所の案内看板の設置が必要であるというふうな箇所も見受けられました。それらの意見につきましては、町に改善要望の説明をしてきたところでございます。なお、今回の視察研修の内容は、配布を致しておりました資料のとおりですので、ご参照いただきたいと存じます。以上で総務教育民生常任委員会の活動報告と致します。

議長

(小野 正路議長)

次に産業建設常任委員会からの報告を求めます。西岡産業建設常任委員長。

産業建設常
任委員長

(西岡 尚宏産業建設常任委員長)

産業建設常任委員会から視察研修及び委員会開催の内容について報告致します。3月25日、徳島県神山町において、光ケーブルを活用した地域活性化事業の視察研修及び5月7日、町内の避難施設の現地視察を実施致しました。次に、5月20日から22日にかけて、東日本大震災の被災地視察研修を実施致しました。視察場所は仙台空港周辺及び名取市閑上、荒浜地区、東松島市、女川町、大川小学校、南三陸町、気仙沼市、岩手県陸前高田市であります。被災地においては、大量の瓦礫が懸念されていましたが、そのほとんどが撤去されており、本格的な復旧、復興工事が開始されている状態でございます。復興計画については、被災地のかさ上げ、住民の高台移転、交通網の整備などで、計画年数は復旧を含め、計8年間を計画するとのことでありました。なお、女川町ではその総事業費について、2,000億円を予定しているとのことでありました。この被災地において、被災地職員などが共通して説明していたことは、住民が津波に対する避難意識の希薄でありました。避難しないことにより、多数の犠牲者が出た状況で、今後、東洋町においては、津波の到達時間が短いこともあり、住民への避難啓発並びに避難できない住民のために付近の避難タワー、避難路など防災、減災整備の拡充を図ることが最重要課題として取組むことを求めるものであります。次に、6月6日に海の駅の入札について、委員会を開催致しました。この入札は、計4回行われましたが、ともに入札不調で、その経過を聴取致しました。設計見積書においても、県が妥当な見積もりであるとのことですが、住民が一番、切望していることは、早急に海の駅を再開することである。町執行部はそのことを真摯に受け止め、できるだけ早く入札を終え、着工させることを求めるものであります。また、本委員会も町執行

部とともに、海の駅再開に向けて資することを、全員一致で決定致しました。なお、今回の視察研修及び委員会の内容は、配布した資料のとおりでありますので、ご参照下さい。以上で、産業建設常任委員会の活動報告と致します。

議長

(小野 正路議長)

以上で両委員会の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は全部、終了致しました。ここでお諮り致します。13日は休会とし、審議、採決、一般質問のため、14日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。本日はこれにて散会を致します。次の本会議は14日、午前9時から議会放送を致します。これにて議会放送を終了致します。どうもお疲れさまでございました。

(散会時間：11時15分)